

予告版

10月から容器包装プラスチックの分別収集が始まります

10月から、循環型社会の形成とごみの減量化を推進するため、現在、不燃ごみとして収集しているプラスチック類のうち容器包装プラスチックの分別収集を開始します。

容器包装プラスチックってどんなもの？

私たちが商品の中身を出したり、使ったりして残るプラスチック製の器、袋、包み、ボトルなどのことです。容器包装プラスチックを分別するときは、 プラマークを参考にしてください。

例えばこのようなものが対象です

●チューブ類



マヨネーズ・ケチャップ・わさび・からし・はみがき粉などのチューブ

●ポリ袋・ラップ類



菓子・インスタント食品・冷凍食品などの袋、衣料品・トイレットペーパーなどの袋、レジ袋など
生鮮食品などのラップ、たばこ・カップめんなどの包装フィルム

●カップ・パック類



カップめん・プリン・弁当・インスタント食品・惣菜などの容器、豆腐・卵・みそなどのパック

●ボトル類



サラダ油・乳酸飲料・ドレッシング・洗剤・ハンドクリーム・シャンプーなどの容器

●トレイ類



果物・生菓子などのトレイ
カレールウ・冷凍食品・菓子などの仕切りトレイ
惣菜などの色付きトレイ
※「白色トレイ」はこれまと同じです
(拠点回収又は燃えるごみの日へ)

●その他



ペットボトル・空きびん・スプレーなどのプラスチック製のフタ
ペットボトルのラベル
ミカンやタマネギのネット
発泡スチロール製などの緩衝材

●出し方のルール ～資源化するためには出し方のルールがあります～

その① 中身を使い切ってから出してください



・食品の容器や袋など中身を使いいきり、残りかすが付着していないものはそのまま出してください。

その② 汚れは洗ってから出してください



・食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。

※食品などが付着していると資源化ができなくなってしまう

※どうしても汚れがとれないものは「プラスチックごみ」へ

その③ 容器包装プラスチック以外のものはできるだけはずしてください

取れるものは取る！

・紙製のラベルやシール（賞味期限や値段表示など）が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのまま容器包装プラスチックとして出してください。

■容器包装プラスチック以外のプラスチックごみはどうすればいいの？

商品そのものであるプラスチックごみは、これまで同様「不燃ごみ」の日に「プラスチックごみ」として出してください。例：ビデオテープ・CD・おもちゃ・バケツ・歯ブラシ・コップなど

●詳しくは、説明会にご参加ください 9月実施分

日にち	会場及び時間					
9月2日(土)	1部	一色岡会館	10時	2部	真名瀬会館	13時
9月3日(日)		長柄会館	10時		木の下会館	13時
9月4日(月)		イトーピア会館	10時		海宝寺	14時
9月5日(火)		一色会館	10時		_____	
9月6日(水)		_____			下山口会館	14時
9月7日(木)		_____			長柄下会館	14時
9月8日(金)		長柄会館	10時		役場4階大会議室	14時
9月9日(土)		木古庭会館	10時		葉桜会館	13時
9月10日(日)		堀内会館	10時		_____	
9月13日(水)		堀内会館	10時		_____	

●町内回覧にて分別の仕方を配布しております。 お手元に届かない場合は環境課へご連絡ください。

■事業系一般廃棄物少量排出事業所認定受付開始のお知らせ

事業所のうち、日量平均排出量が3キログラム未満の事業所は、町の認定を受けることにより指定された家庭ごみのステーションに事業系一般廃棄物を出すことができます。（認定を受けていない事業所は家庭ごみのステーションに排出することは出来ません。）認定を受けるための申請書は、役場環境課及び商工会に設置してありますので必要事項を記載の上、環境課へ提出してください。

●認定受付開始：9月1日(金)から